

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年1月20日
【会社名】	株式会社アミューズ
【英訳名】	AMUSE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠中 達郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	(03)5457-3333
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務取締役 齊藤 泰幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町20番1号
【電話番号】	(03)5457-3333
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務取締役 齊藤 泰幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年1月20日開催の取締役会決議により、平成27年3月1日（予定）を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の特定子会社かつ完全子会社であるアミューズソフトエンタテインメント株式会社（以下、「アミューズソフト」といいます。）を吸収合併することにいたしました。また、同日付で合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	アミューズソフトエンタテインメント株式会社
住所	東京都世田谷区中町五丁目16番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 畠中 達郎
資本金	450.5百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	映像作品の制作、製造、販売

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	6,000個
異動後	- 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100.00%
異動後	- %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるアミューズソフトを吸収合併することにより、消滅することになります。

異動の年月日

平成27年3月1日（予定、吸収合併の効力発生日）

2．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アミューズソフトエンタテインメント株式会社
本店の所在地	東京都世田谷区中町五丁目16番3号
代表者の氏名	代表取締役社長 畠中 達郎
資本金の額	450.5百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	1,046百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	1,960百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	映像作品の制作、製造、販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	6,594	6,542	4,379
営業利益(百万円)	310	185	134
経常利益(百万円)	247	155	104
当期純利益(百万円)	263	112	71

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

当社 100.00%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社はアミューズソフトの発行済株式の100.00%を保有しております。

人的関係 当社の取締役3名がアミューズソフトの取締役を兼務しております。

取引関係 当社は、アミューズソフトとの間で営業取引及び資金の貸付を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

アミューズソフトは、映像作品の制作、製造、販売を行っておりますが、事業の再構成とグループ経営の効率化を図るため吸収合併することいたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

当該吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、アミューズソフトは解散いたします。

当該吸収合併に係る割当ての内容

アミューズソフトは、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加並びに合併交付金の支払いはありません。

その他の吸収合併契約の内容

当社が、アミューズソフトとの間で平成27年1月20日付で締結した合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

株式会社アミューズ(以下「甲」という)とアミューズソフトエンタテインメント株式会社(以下「乙」という)とは、合併に関し次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

(合併の方法)

第1条 甲及び乙は本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併(以下「本合併」という)する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の住所及び商号は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社(甲)

住所 東京都渋谷区桜丘町20番1号

商号 株式会社アミューズ

(2) 吸収合併消滅会社(乙)

住所 東京都世田谷区中町五丁目16番3号

商号 アミューズソフトエンタテインメント株式会社

(効力発生日)

第2条 本合併の効力発生日は、平成27年3月1日とする。
ただし、必要に応じて甲乙協議のうえ変更することができる。

(定款の変更)

第3条 本合併後の定款は、甲の現行定款とする。
ただし、その効力発生日は合併期日とする。

(合併に際して交付する株式等)

第4条 甲は、乙の全株式を保有しており、本合併に際して株式その他一切の対価を交付しない。

(資本金及び準備金等)

第5条 本合併により甲の資本金及び準備金等は、増加しないものとする。

(合併承認総会)

第6条 甲は、会社法第796条第3項の規定により、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。
2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

(会社財産の引継ぎ)

第7条 乙は、平成26年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぐものとする。
2 乙は、平成26年3月31日以降、効力発生日前日の間に生じた資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

(取締役及び監査役の退職慰労金)

第8条 乙の取締役または監査役に対する退職慰労金はあらかじめ甲乙協議し、乙の株主総会における承認を得て支給するものとする。

(会社財産の管理義務)

第9条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの義務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえ行うものとする。

(従業員の引継ぎ)

第10条 甲は、乙の従業員を効力発生日において甲の従業員として引き継ぐものとし、従業員の取り扱い等については、甲乙協議のうえ決定する。

(本契約の変更及び解除)

第11条 本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲乙いずれかの財産または経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、法令に定める関係官庁の許認可等を得られないときは、その効力を失う。

(規定外事項)

第13条 本契約に定めなき事項のほか、本合併に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ決定する。

以上、本契約成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成27年 1 月20日

甲 東京都渋谷区桜丘町20番 1 号
株式会社アミューズ
代表取締役社長 畠中 達郎

乙 東京都世田谷区中町五丁目16番 3 号
アミューズソフトエンタテインメント株式会社
代表取締役社長 畠中 達郎

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠
該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アミューズ
本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町20番 1 号
代表者の氏名	代表取締役社長 畠中 達郎
資本金の額	1,587百万円
純資産の額	現時点では確定してありません。
総資産の額	現時点では確定してありません。
事業の内容	アーティストマネジメント、映画・テレビ番組の企画制作、映像作品の制作、製造、販売など

以 上